

令和6年度 防火管理講習（甲種新規・乙種）案内

南越消防組合

消防法施行令第3条第1項の規定に基づく防火管理講習（甲種新規・乙種 第1回目）を下記のとおり実施します。

記

1 講習種別

甲種防火管理新規講習及び乙種防火管理講習の共通課程講習

2 受講対象者

南越消防組合管轄市町内（越前市、池田町、南越前町）の防火管理義務事業所の防火管理者として選任される予定のある方。

※会場の都合上、定員を60名とさせていただきます。

（1）防火対象物と防火管理者の資格区分

用途	特定防火対象物		非特定 防火対象物	特定防火対象物 (避難困難者入所 施設を除く)	非特定 防火対象物
	避難困難者 入所施設	左記以外			
建物全体の延べ面積	すべて	300㎡以上	500㎡以上	300㎡未満	500㎡未満
建物全体の収容人員	10人以上	30人以上	50人以上	30人以上	50人以上
資格区分	甲種防火管理者			甲種又は乙種防火管理者	
区分	甲種防火対象物			乙種防火対象物	

（2）テナントの防火管理者の資格区分

区分	甲種防火対象物のテナント						乙種防火対象 物のテナント
	特定用途		非特定用途	特定用途		非特定用途	
テナントの 用途	避難困難者 入所施設	左記以外		避難困難者 入所施設	左記以外		非特定用途
テナントの 収容人員	10人以上	30人以上	50人以上	10人未満	30人未満	50人未満	全て
	甲種防火管理者			甲種又は乙種防火管理者			

3 講習日時・会場等

講習年月日	会場	申請受付期間	定員
令和6年5月28日(火)・29日(水)	越前市いまだて芸術館 (別図参照)	4月15日(月)～5月17日(金)	60名

4 講習科目及び時間割

甲種防火管理新規講習及び乙種防火管理講習の共通課程講習

	時間	科目
【甲種防火管理新規講習】 乙種防火管理講習共通課程	8：30 ～ 8：50 (20分)	受付
	8：50 ～ 9：00 (10分)	受講案内等
	9：00 ～ 10：00 (60分)	防火管理の意義及び制度 (1)
	10：10 ～ 11：10 (60分)	火気管理 (1)
	11：20 ～ 12：20 (60分)	施設及び設備の維持管理 (1)
	13：30 ～ 14：30 (60分)	防火管理に係る訓練及び教育 (1)
	14：40 ～ 16：40 (120分)	防火管理に係る消防計画
	16：50 ～ 17：00 (10分)	質疑応答 乙種防火管理講習修了証交付
【甲種防火管理新規講習】 (第2日目)	8：30 ～ 9：00 (30分)	受付
	9：00 ～ 10：00 (60分)	防火管理の意義及び制度 (2)
	10：10 ～ 11：10 (60分)	火気管理 (2)
	11：20 ～ 12：20 (60分)	施設及び設備の維持管理 (2)
	13：30 ～ 14：00 (30分)	効果測定
	14：10 ～ 15：10 (60分)	防火管理に係る訓練及び教育 (2)
	15：20 ～ 15：40 (20分)	質疑応答 甲種防火管理講習修了証交付

※乙種防火管理講習は、第1日目のみの講習で修了となります。

5 受講申請方法

- (1) 受講希望の方は、本部予防課・中消防署・東消防署・南消防署・池田分署・河野分署で所定の受講申請書により申請手続きを行ってください。申請書は、南越消防組合ホームページでもダウンロード可能です。
- (2) 申請に必要な書類等 受講申請書 1通
- (3) 申請受付期間 上記3 (講習日時・会場等) 申請受付期間の8時30分から17時15分までです。申請期間内でも定員に達し次第締め切りますのでご注意ください。なお、定員に達した場合は、南越消防組合ホームページに掲載します。

6 受講料

受講料は無料です。ただし、講習で使用するテキスト料が必要となります。

7 使用テキスト

講習では次のテキスト (最新版) を使用します。なお、テキストは、講習当日、講習会場にて配布します。講習受講後に所定の郵便局振込用紙にてテキスト料を振込んでいただきます。

◎防火管理講習テキスト (東京法令出版) (テキスト料：4,340円・税込み)

8 修了証の交付

各講習とも全ての講習科目を受講した方には即日、修了証を交付します。なお、1科目5分以上の遅刻又は講習の途中で退席したとき等は修了証を交付できませんので注意してください。

9 講習科目の一部免除について

- (1) 消防設備点検資格者講習の課程を修了し、免状の交付を受けている方及び自衛消防業務講習の課程を修了している方（消防法施行規則第4条の2の14に掲げる自衛消防業務新規講習及び自衛消防業務再講習の課程を修了している方のほかに、「消防法施行規則第4条の2の13第3号の規定に基づき、同条第1号及び第2号に掲げる者に準ずる者を定める件」（平成20年消防庁告示第14号）第1に定める追加講習の課程を修了している方を含む。）は、講習科目のうち、「防火管理の意義及び制度」（乙種防火管理講習受講者は60分、甲種防火管理新規講習受講者は120分）の科目について免除を受けることができます。ただし、甲種防火管理新規講習の効果測定における科目免除は行いません。
- (2) 上記（1）の講習科目の一部免除を受けようとする方（以下「講習科目一部免除者」という。）は、受講申請書の講習科目一部免除申告欄の免除を受けようとする科目にレ印をし、上記（1）の講習を修了したこと等を証する書類の写しを添付してください。
- (3) 講習科目一部免除者の1日目の受付は、9時30分～10時00分（10時00分～10時10分 受講案内）、2日目の受付は、9時30分～10時00分とし、これ以外の時間割については、一般の受講者と同様とします。

10 その他

- (1) 駐車場については、越前市いまだて芸術館の駐車場（別図参照）をご利用ください。なお、駐車場内での事故について、南越消防組合は一切の責任を負いませんのでご注意ください。
- (2) 講習当日は受講票、運転免許証等受講者本人であることを証明できるもの及び筆記用具を必ず持参してください。
- (3) 感染症等の拡大状況によっては、やむを得ず、講習を中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、講習の中止にあたっては、南越消防組合ホームページに掲載するとともに、各受講者へ電話等で通知します。
- (4) 講習当日に、発熱等の体調不良がある場合は、消防本部予防課に連絡し受講を控えるようにしてください。
- (5) 感染症対策のため、マスクの着用をお願いする場合があります。なお、会場入口に消毒液を設置してありますので、会場出入りの際に利用してください。
- (6) 昼食は会場で取ることができないため、一旦講習会場を出ていただくこととなります。
- (7) 本講習について不明な点は、下記までお問い合わせ下さい。

申込み・問い合わせ先	所在地	電話番号
南越消防組合 消防本部予防課	越前市千福町 126	21-8865
南越消防組合 中消防署	越前市千福町 126	21-8885
南越消防組合 東消防署	越前市西樫尾町 18-7-2	43-0119
南越消防組合 東消防署池田分署	今立郡池田町稻荷 35-2-1	44-8119
南越消防組合 南消防署	南条郡南越前町湯尾 14-4-2	45-0119
南越消防組合 南消防署河野分署	南条郡南越前町今泉 18-3	48-3119

(越前市いまだて芸術館 周辺図 所在地/越前市粟田部町11-1-1)

